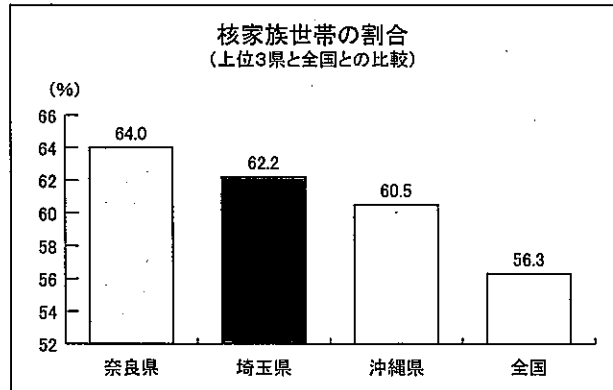


9 男女共同参画に関する埼玉県の特徴

■家庭では

1 核家族世帯の占める割合が全国で2番目に高い

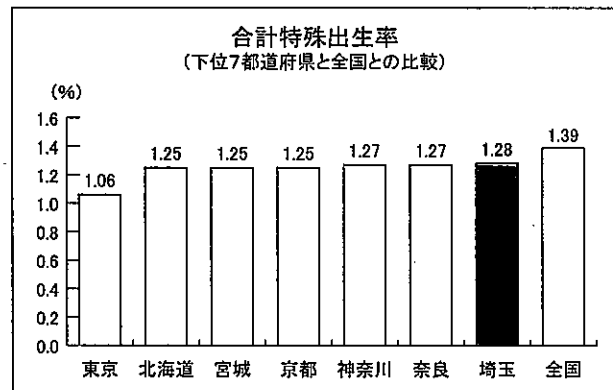
埼玉県の一般世帯数に占める核家族世帯の割合は、62.2%と全国平均（56.3%）より5.9ポイント高く、全国2位となっています。



資料：総務省「国勢調査」平成22年

2 合計特殊出生率※が全国で7番目に低い

埼玉県の合計特殊出生率は、1.28と全国平均（1.39）に比べ0.11ポイント低く、全国で7番目に低くなっています。



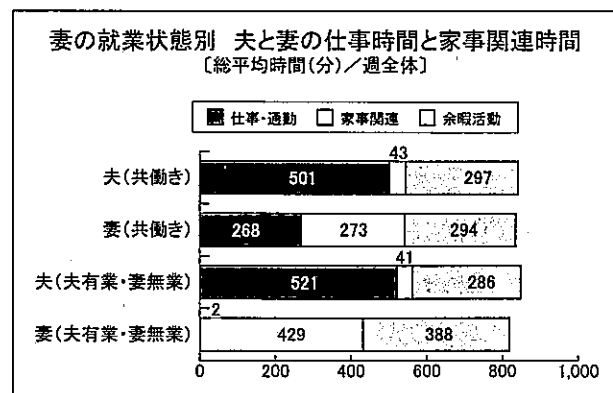
資料：厚生労働省「人口動態統計」平成23年

※合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときの子ども数。

3 夫婦の生活時間

共働き世帯の夫の家事関連時間は、夫が有業で妻が無業の世帯の夫の家事関連時間とほぼ同じとなっています。また男性は共働きであるか否かで生活実態はほぼ変わらないものの、女性は共働きの場合は仕事をしながら家事育児も担っています。

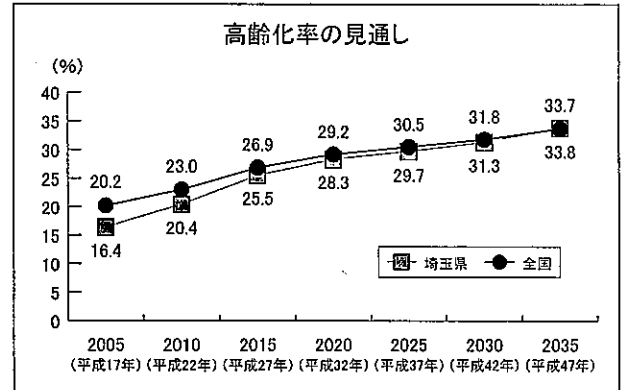


資料：総務省「社会生活基本調査」平成23年

注：「家事関連」は「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計

4 高齢化のスピードが早い

埼玉県の高齢化率は、平成22年（2010年）の国勢調査では、全国で5番目の低さとなっています。しかし、今後は本県の高齢化は急速に進み、平成47年（2035年）には、全国平均を少し上回るようになって、3人に1人以上が高齢者になるものと予想されています。



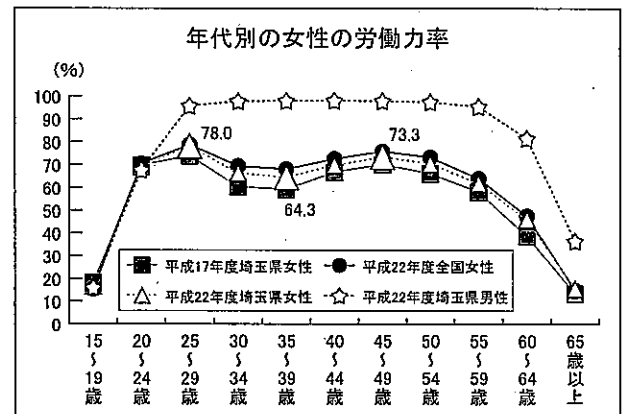
資料：平成22年までは「国勢調査」（総務省）、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）」

■働く場では

1 女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下している

埼玉県の女性の労働力率を年齢階級別にみると、25～29歳の層の78.0%と45～49歳の層の73.3%を2つの頂点として、35～39歳の層の64.3%を底とするM字型曲線を描いています。

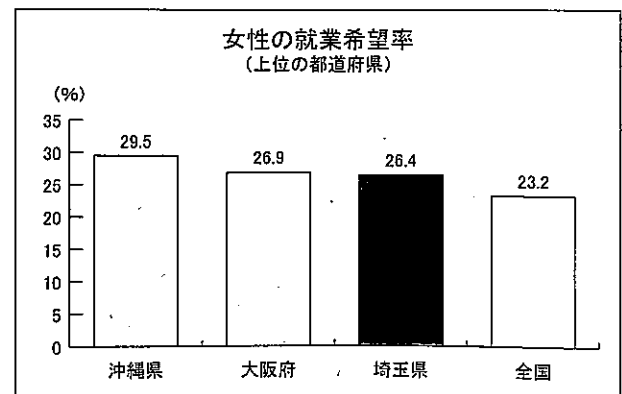
M字型の底は平成17年より上昇したものの男性97.9%（県）や全国68.0%（平成22年・女性）と比べても、依然低い状況にあります。



資料：総務省「国勢調査」平成22年

2 女性の就業希望率が全国で3番目に高い

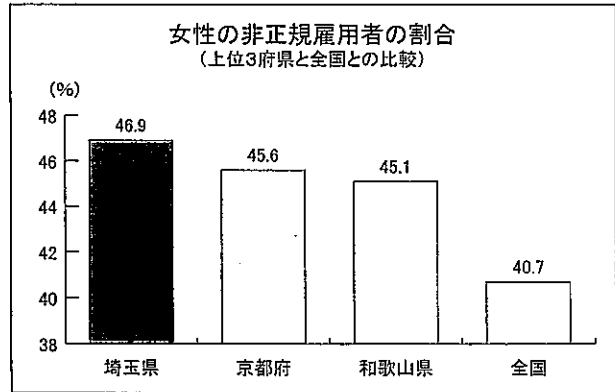
埼玉県の就業していない女性1,551千人に占める就業希望者の割合は、26.4%と全国で3番目に高く、全国23.2%に比べ、3.2ポイント高くなっています。



資料：総務省「就業構造基本調査」平成19年

3 女性の非正規（パート・アルバイト）雇用者の割合が全国一高い

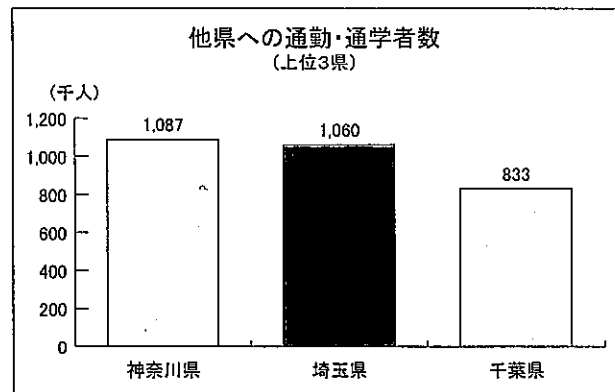
埼玉県女性の雇用者のパート・アルバイト比率は、46.9%と、全国一高くなっています。



資料：総務省「就業構造基本調査」平成19年

4 他県への通勤・通学者数が全国で2番目に多く、通勤・通学時間も長い

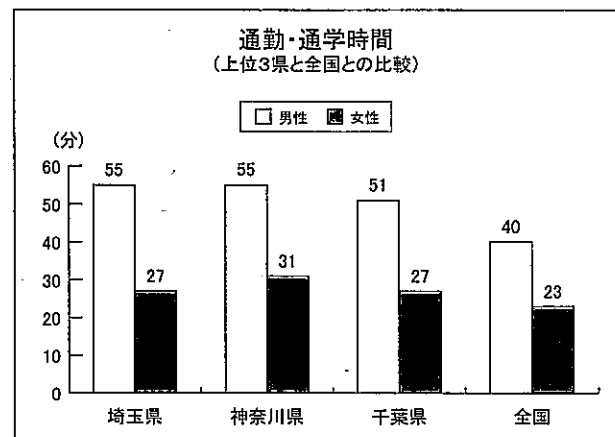
他県への15歳以上の通勤・通学者数は、1,060千人で、全国で2番目に多く、その割合も25.1%と奈良県に次いで全国2位（全国平均7.5%）となっています。



資料：総務省「国勢調査」平成22年

通勤・通学時間は男女ともに長く、男性は55分で神奈川県と並び全国一位、女性も全国で千葉県などと並び3番目の長さ（27分）となっています。

- ※25～34歳の男性の通勤・通学時間
 ……59分で全国第3位（全国49分）
- 35～44歳の男性の通勤・通学時間
 ……1時間12分で全国第1位（全国53分）



資料：総務省「社会生活基本調査」平成23年

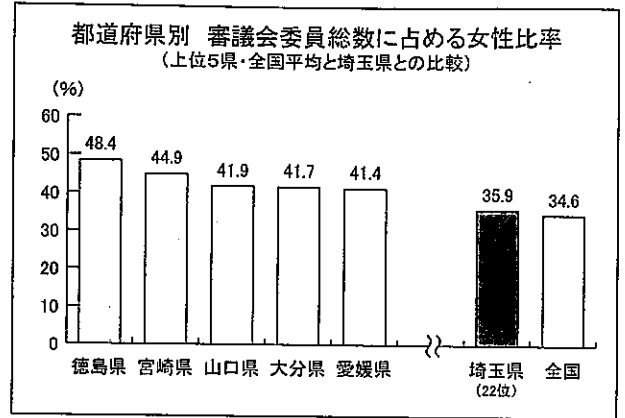
■ 地域では

1 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員に占める女性の比率は、35.9%（平成23年4月1日現在）で、都道府県中22位となっています。

全国平均は34.6%となっています。

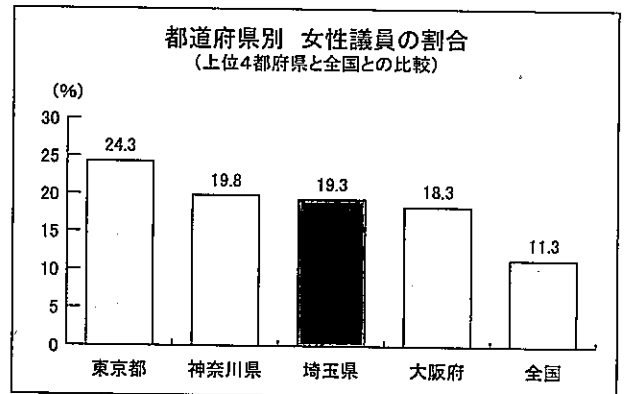
なお、法令又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等委員への女性の登用率は32.5%で全国7位となっています。



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成23年度）」

2 県内における女性議員の割合は全国で3番目に高い

県及び市区町村議員の女性比率は、19.3%（平成23年12月31日現在）で、全国で3番目に高くなっています。なお、全国平均は11.3%となっています。



① 県議会における女性議員の比率

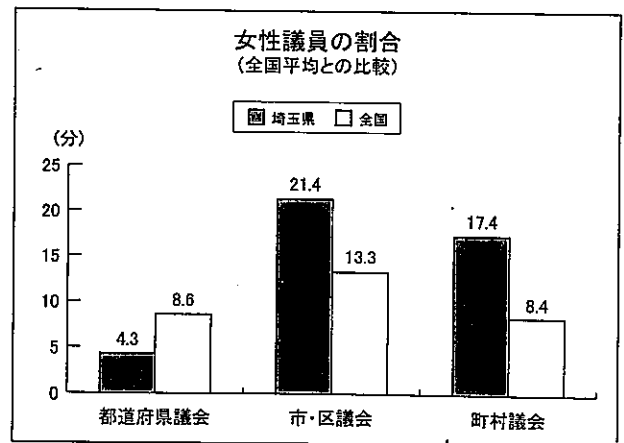
4.3%（93人中 4人） 全国42位

② 市区議会における女性議員の比率

21.4%（978人中209人） 全国2位

③ 町村議会における女性議員の比率

17.4%（328人中 57人） 全国2位



資料：内閣府「全国女性の参画マップ」（平成24年5月）

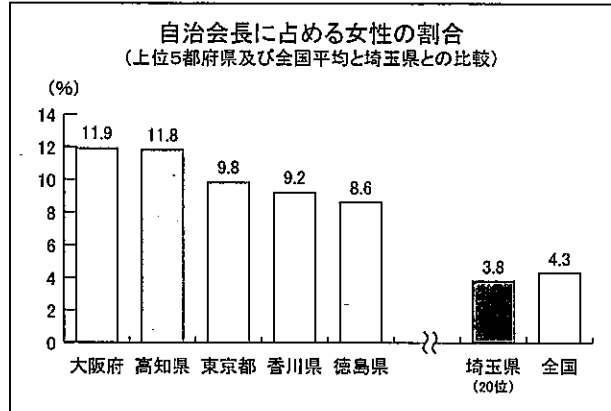
※市区町村議会計

20.4%（1,306人中266人） 全国3位

3 自治会長に占める女性の割合

自治会長に占める女性の割合は、3.8%（平成23年4月1日現在）で、都道府県中20位となっています。

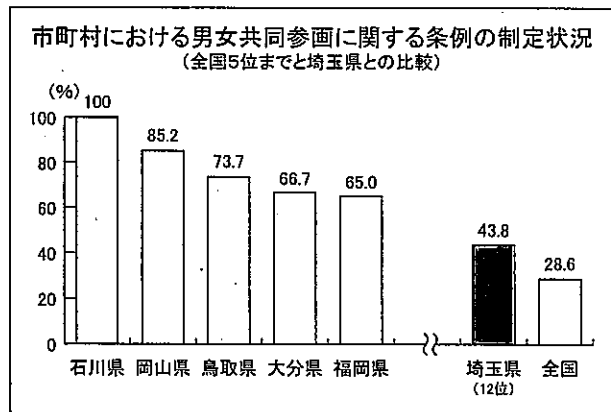
全国平均は4.3%となっています。



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成23年度）」

4 県内市町村における男女共同参画に関する条例制定状況

県内市町村の条例制定率は、全国で12番目に高く、43.8%となっています。また、条例制定市町村は28市町です。



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成23年度）」

第2章

計画の内容

第二章

基本目標Ⅰ

あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

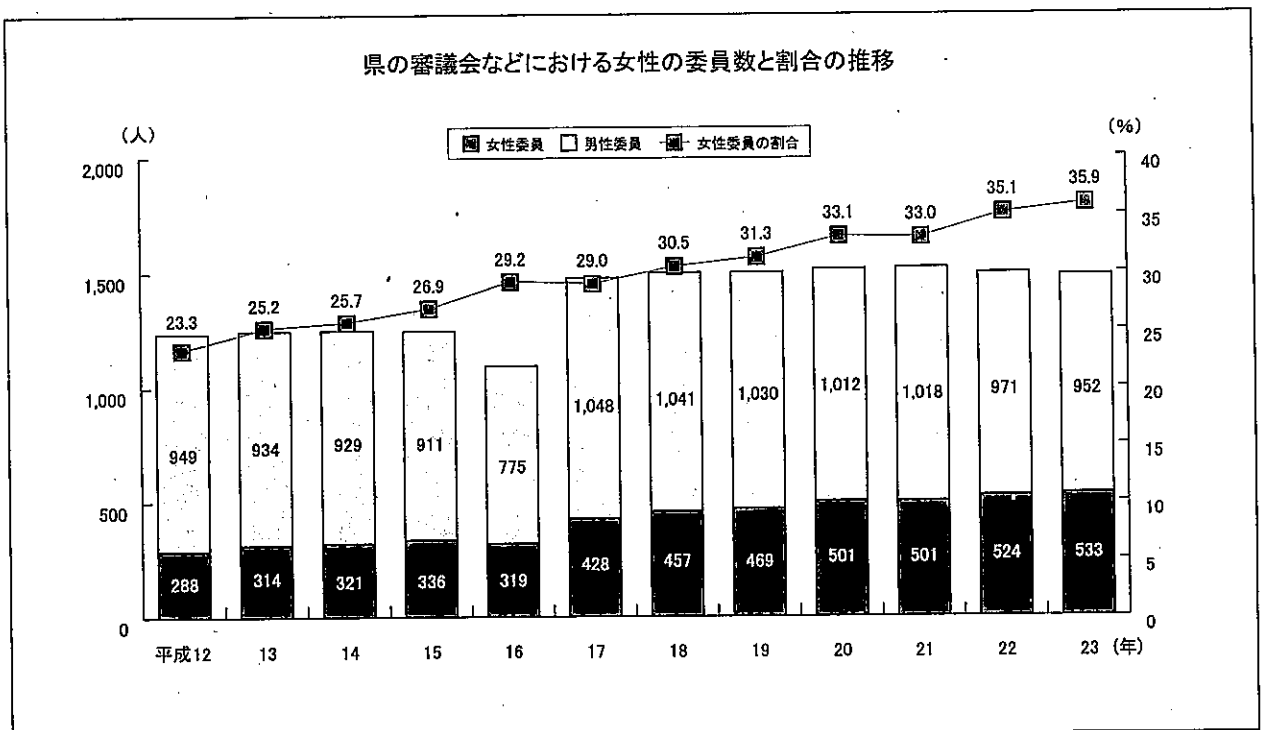
基本目標Ⅰ

施策の柱1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

政策や方針の立案及び決定への男女の共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受することができ、共に責任を担う男女共同参画社会の基盤をなすものです。

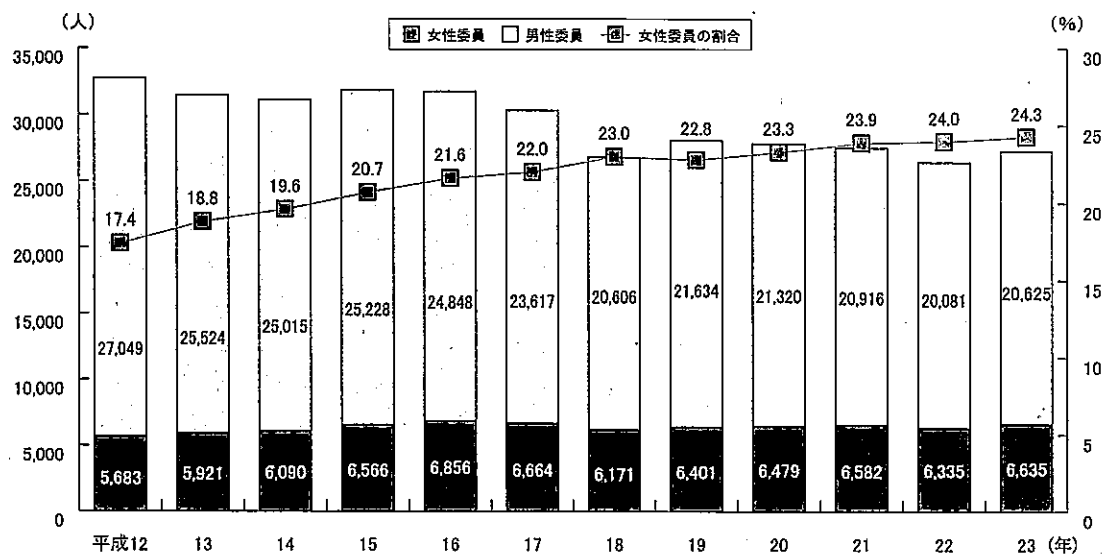
しかしながら、政策や方針の立案及び決定への女性の参画は十分とはいえません。

あらゆる分野における女性の参画を拡大していくために、県が率先して女性のチャレンジを支援し参画を進めるとともに、市町村、事業所及び各種団体などにおける取組を支援します。



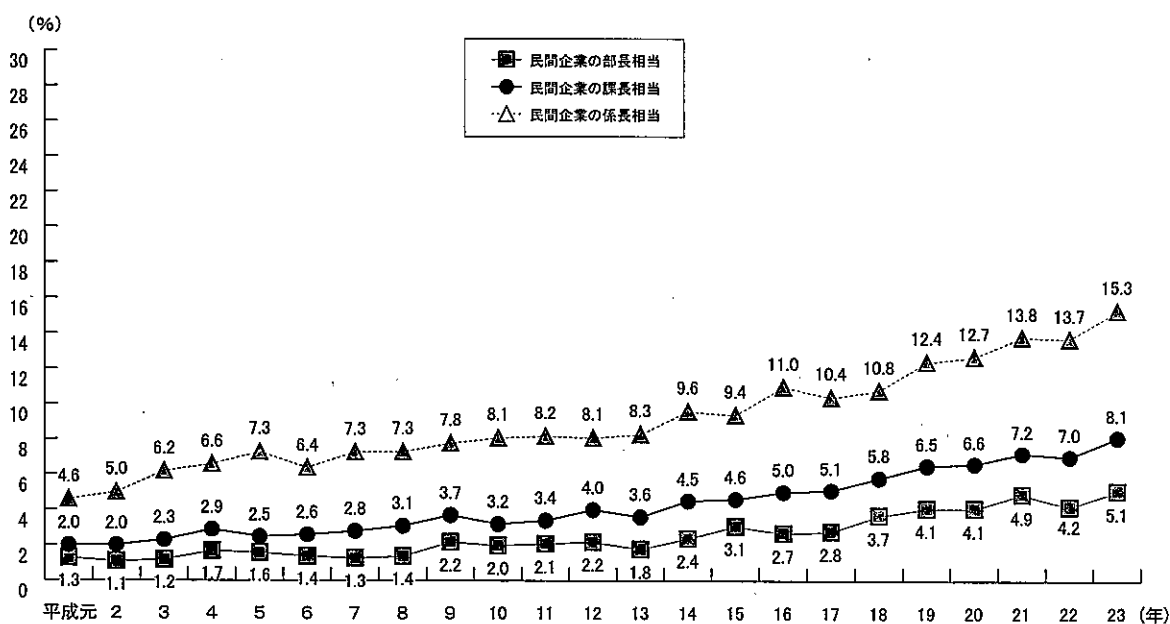
資料：県男女共同参画課調べ

県内市町村の審議会などにおける女性の委員数と割合の推移

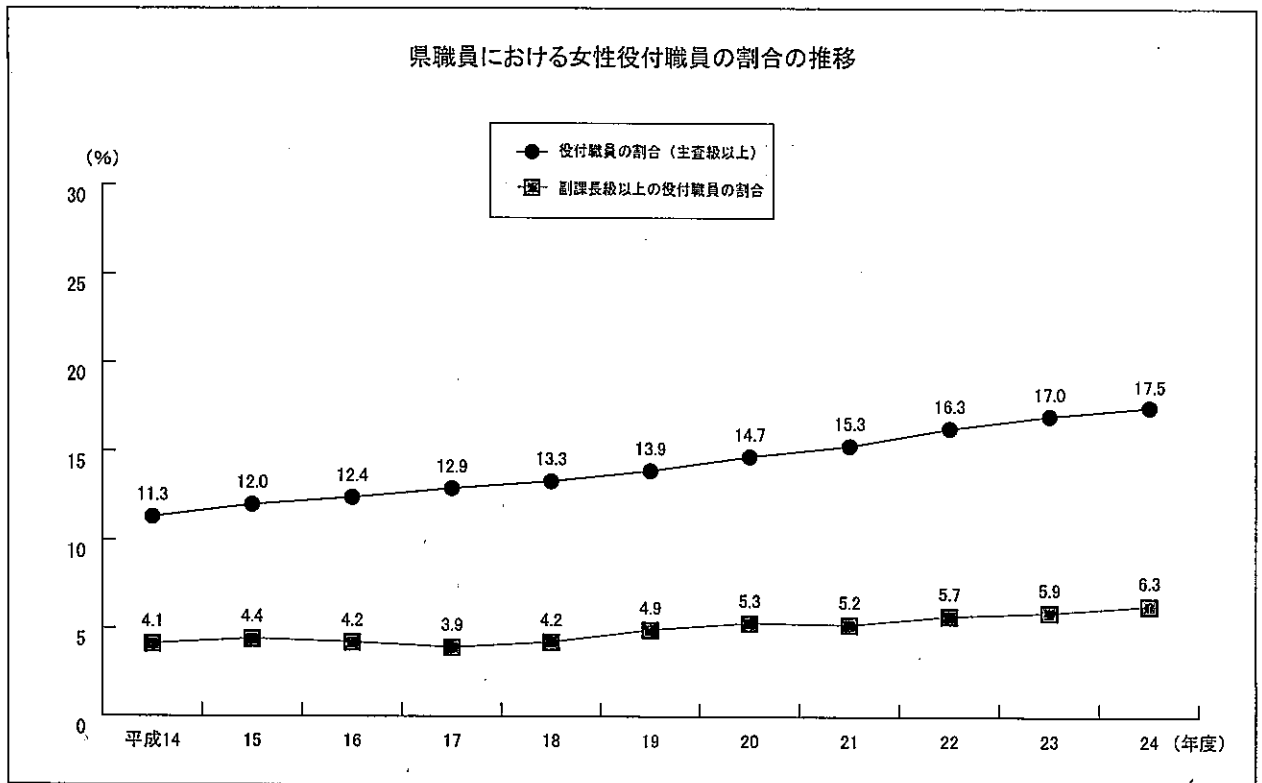


資料：県男女共同参画課調べ（各年4月現在）

役職別管理職に占める女性割合の推移（全国）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



資料：県人事課調べ ※知事部局、病院局のみ

施策の基本的な方向

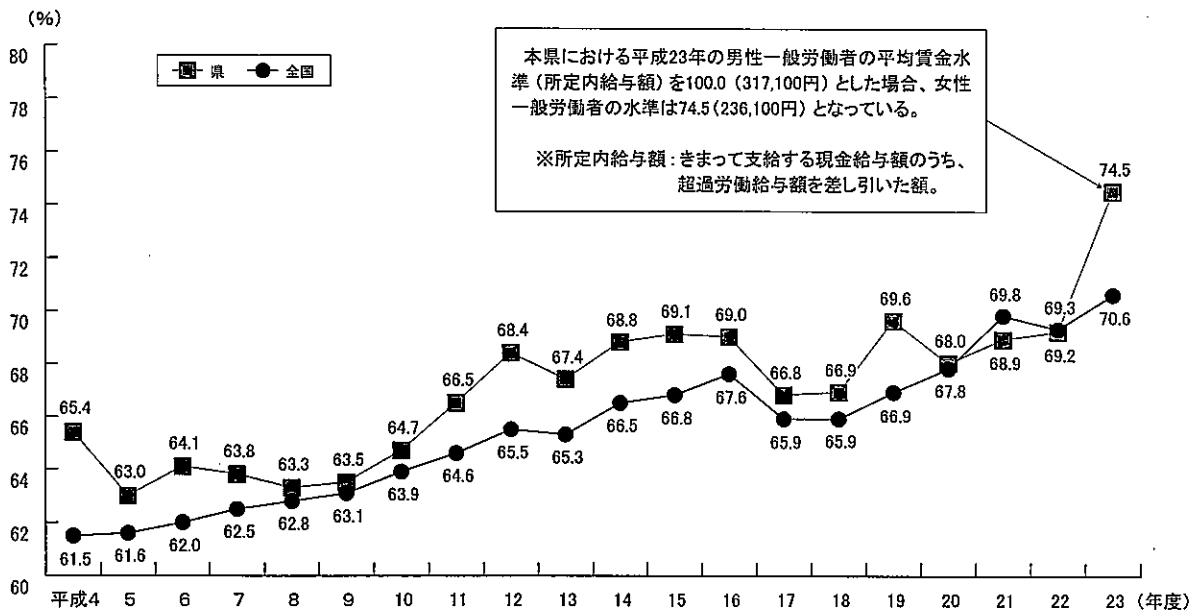
（１） 県における政策・方針決定過程への男女共同参画

県審議会委員などへの女性の登用の促進、女性の行政職員、教職員、警察職員などの職域拡大や管理職への登用、校長・教頭、事務長などへの女性の登用について、県における取組を進めます。

推進項目

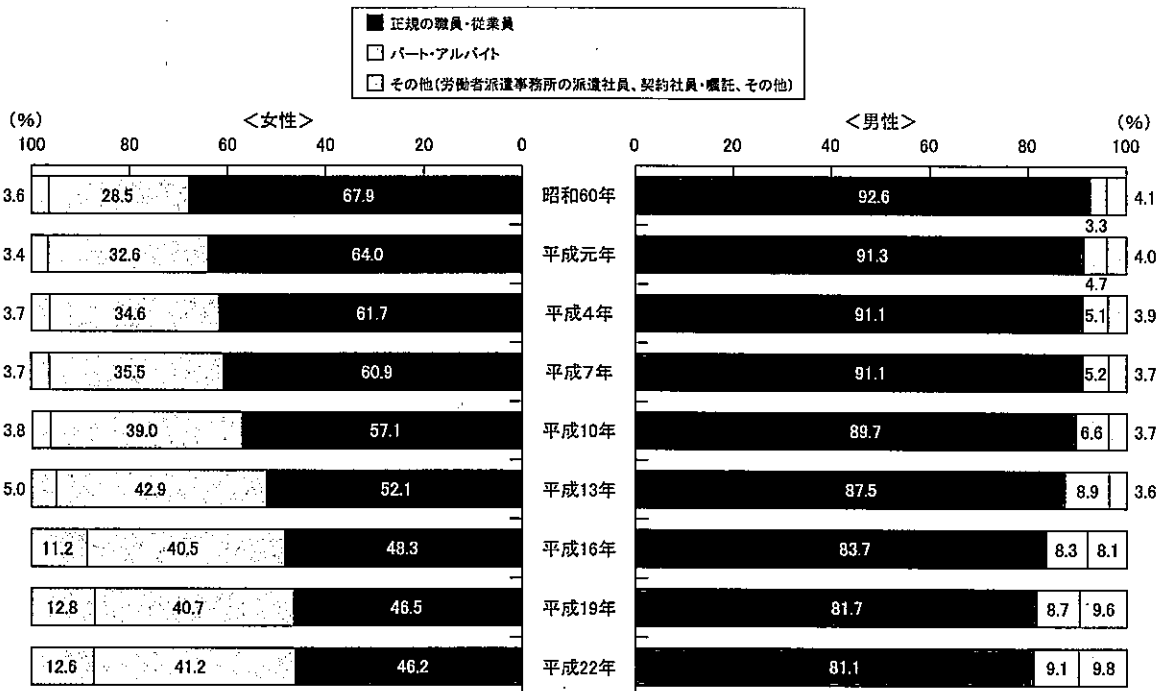
- ① 県審議会委員などへの女性の登用の促進（全庁）
 - ア 目標値や公募枠設定による審議会委員などへの女性の登用促進
 - イ 推薦団体への協力要請
 - ウ 委員の職指定改善についての国への働きかけ
 - エ 女性の研究者や専門職の登用
- ② 県の設置する要綱に基づく協議会委員などへの女性の登用の促進（全庁）
 - ア 目標値や公募枠設定による女性の登用促進
 - イ 推薦団体への協力要請
- ③ 管理職をはじめとする職員などへの意識啓発（総務部、全庁）
- ④ 女性の職員の職域拡大と管理職への積極的登用（総務部、教育局、全庁）

男女の賃金格差の推移



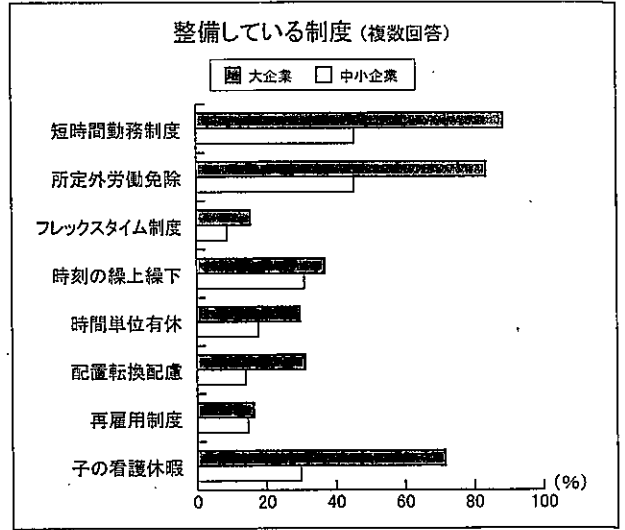
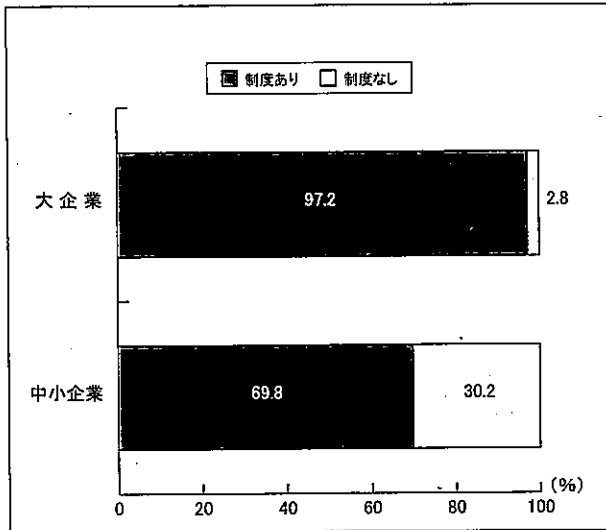
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移(全国)

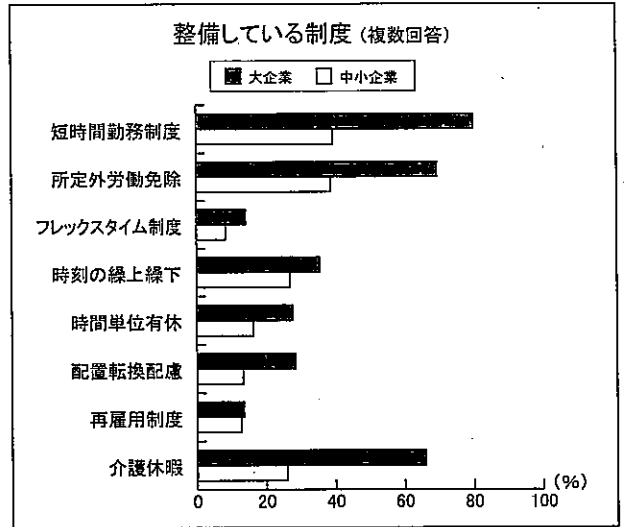
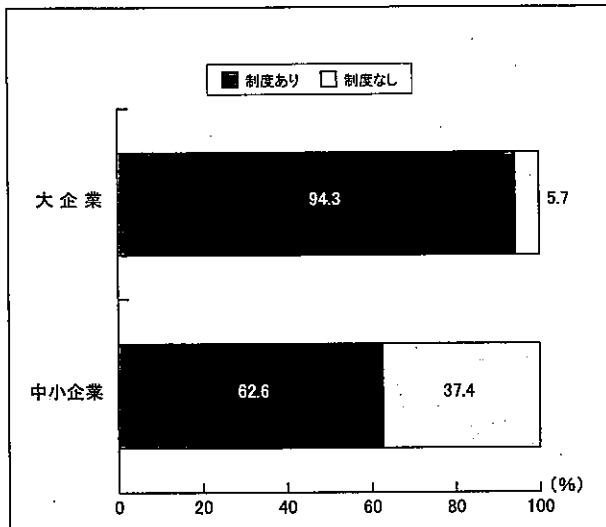


資料：昭和60年から平成13年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より

仕事と育児の両立支援制度の整備状況（県）



仕事と介護の両立支援制度の整備状況（県）



資料：県勤労者福祉課「平成23年度中小企業賃金実態調査」

施策の基本的な方向

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

男女雇用機会均等法の普及に努め、事実上の男女格差をもたらすような採用時の取扱いを改善する取組や、男女間の賃金格差が生じないように、各種の取組を促進し、間接差別*をなくしていくために啓発を行います。

また、男女共同参画を進める事業所の表彰をはじめとする企業における女性の活用に向けた積極的格差是正措置を促進します。

さらに、育児休業・介護休業制度などの普及定着に努め、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を可能にする働き方を推進します。

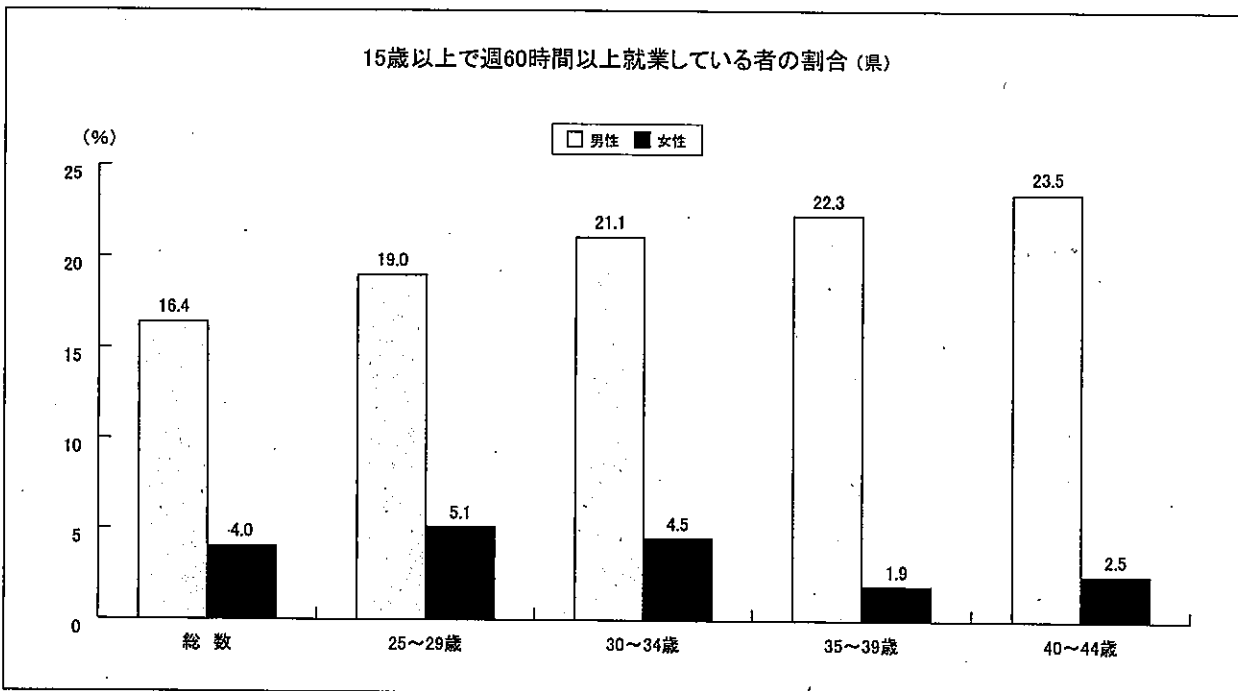
基本目標Ⅲ

家庭や地域を男女が共に支え合う

施策の柱3 家庭における男女共同参画の推進

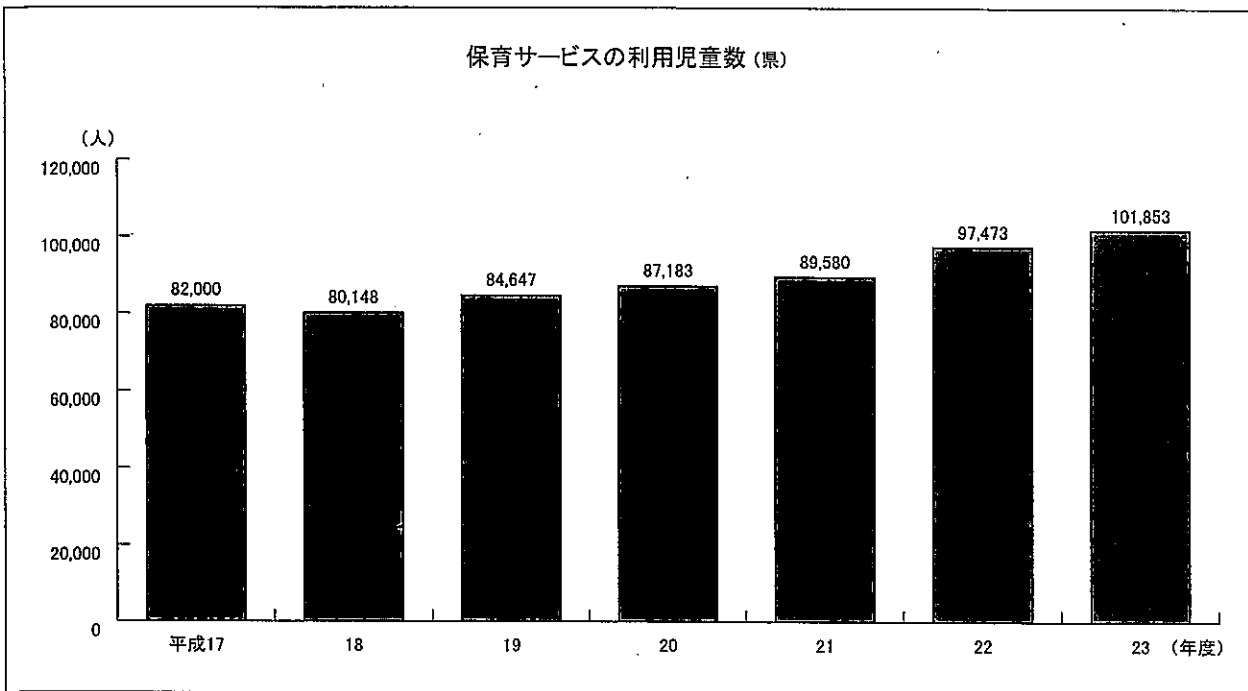
現在、子育て・介護・家事労働や地域活動の多くは、女性が担っているという状況にあります。特に、本県の場合、女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があります。そこで、就業の継続を願う女性が仕事を続けられるような環境整備を行うとともに、男性が子育て・介護・家事労働や地域活動に参画できるよう、男性の働き方を見直す必要があります。

人口減少・超高齢社会が進展する中で、家庭生活と職業生活・地域活動との両立の重要性を働く場や地域社会に浸透させていくとともに、男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず相互に協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれた生活スタイルの実現を目指していくことが必要です。



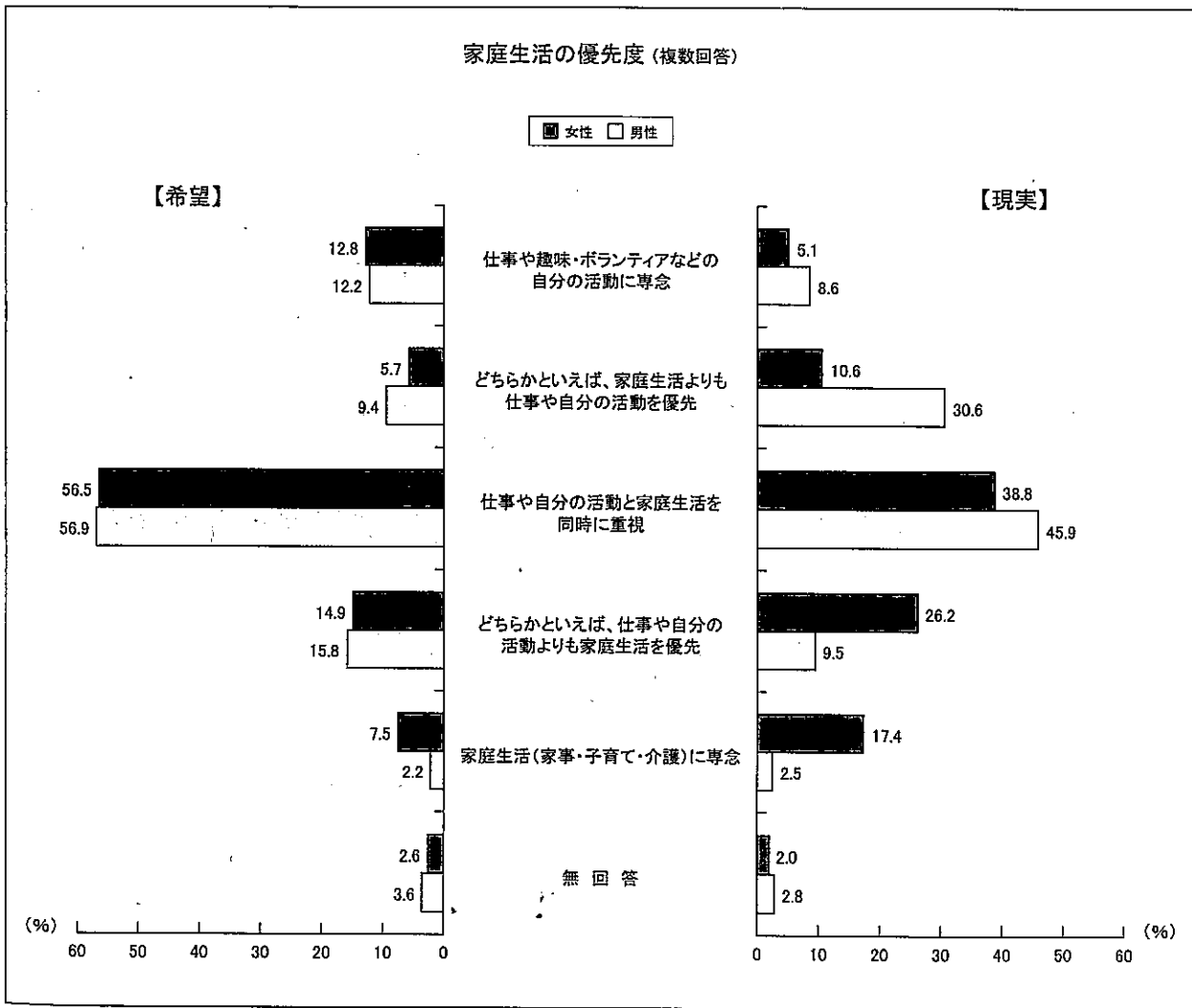
資料：総務省「就業構造基本調査」平成19年

保育サービスの利用児童数(県)



資料：県子育て支援課調べ

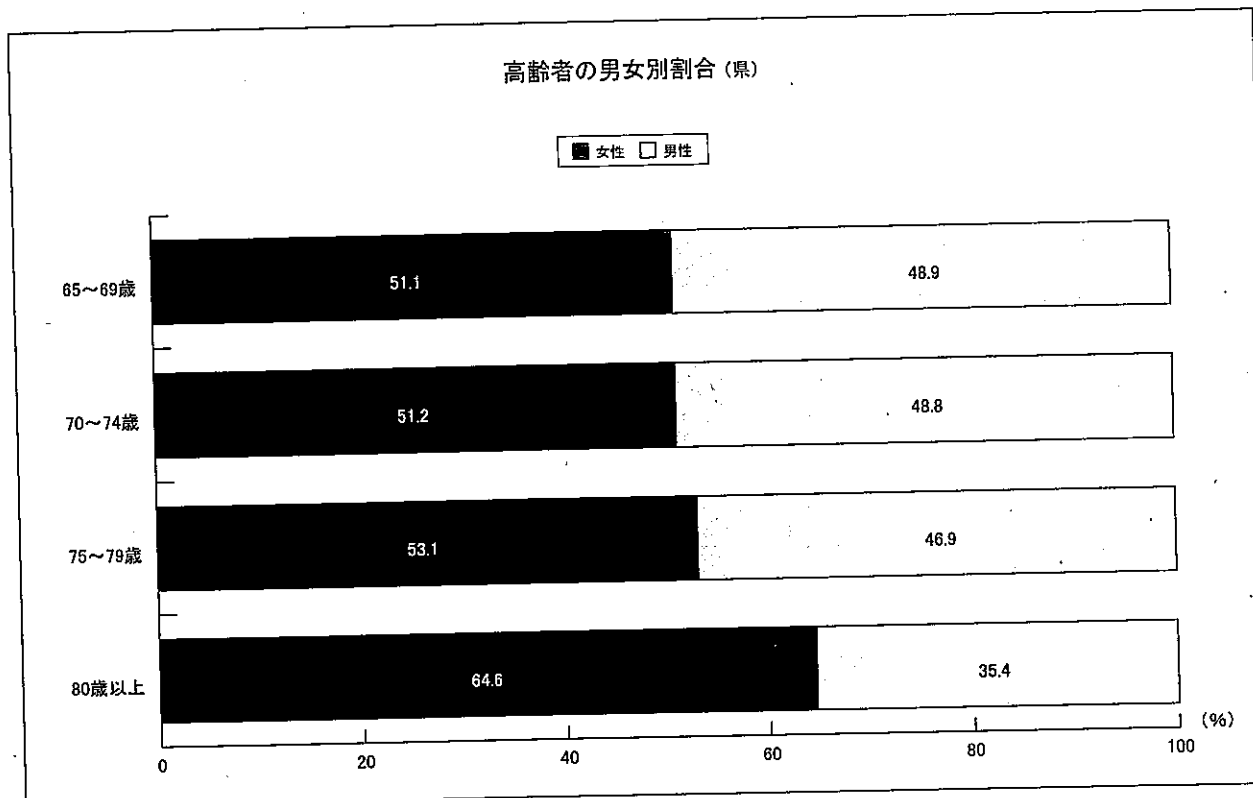
家庭生活の優先度(複数回答)



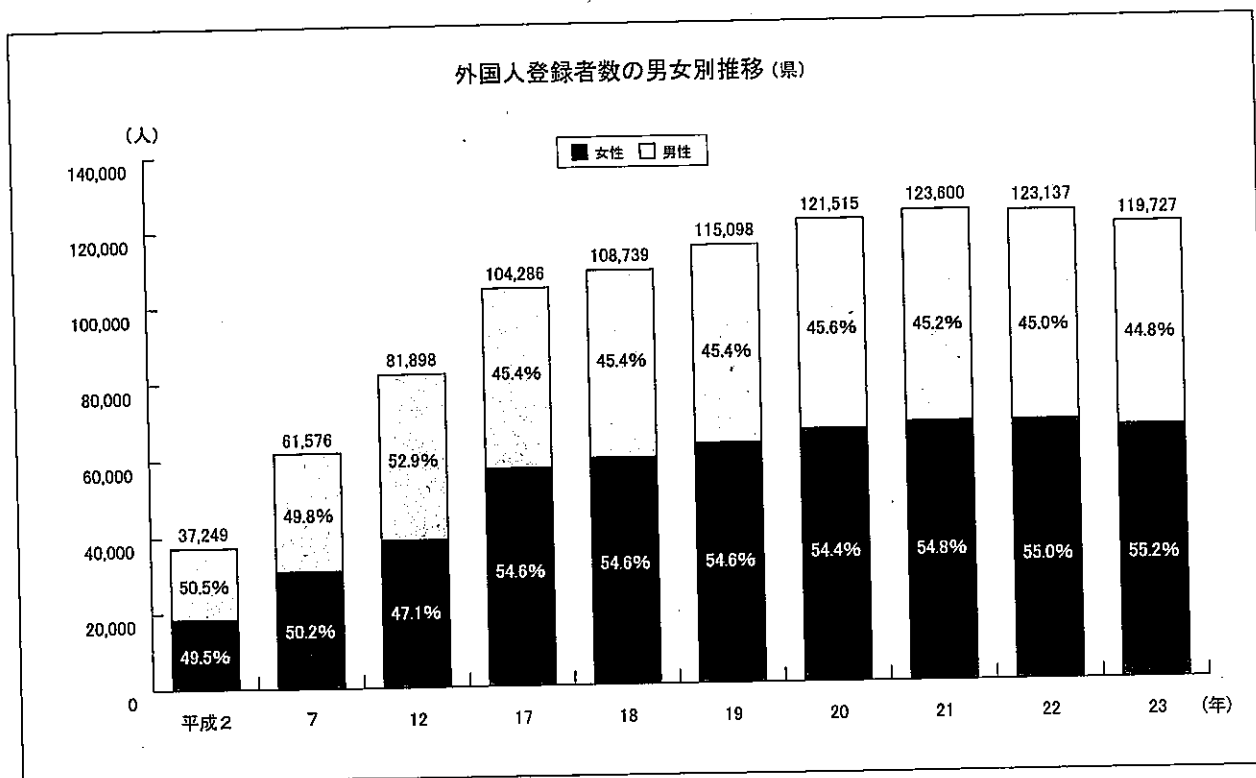
資料：県男女共同参画課「平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

施策の柱4 誰もが地域でいきいきと生活できる支援

男女がその能力や意欲を発揮しながら社会参画し、充実した生活ができるよう、支援を進める必要があります。また、共にかげがえのない地域社会の一員として相互理解や交流を深め、支え合いながら生活することができる社会環境の整備を進めます。



資料：県統計課（「埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告書」平成24年1月1日）より



資料：法務省調べ（各年12月末日現在）

基本目標Ⅳ

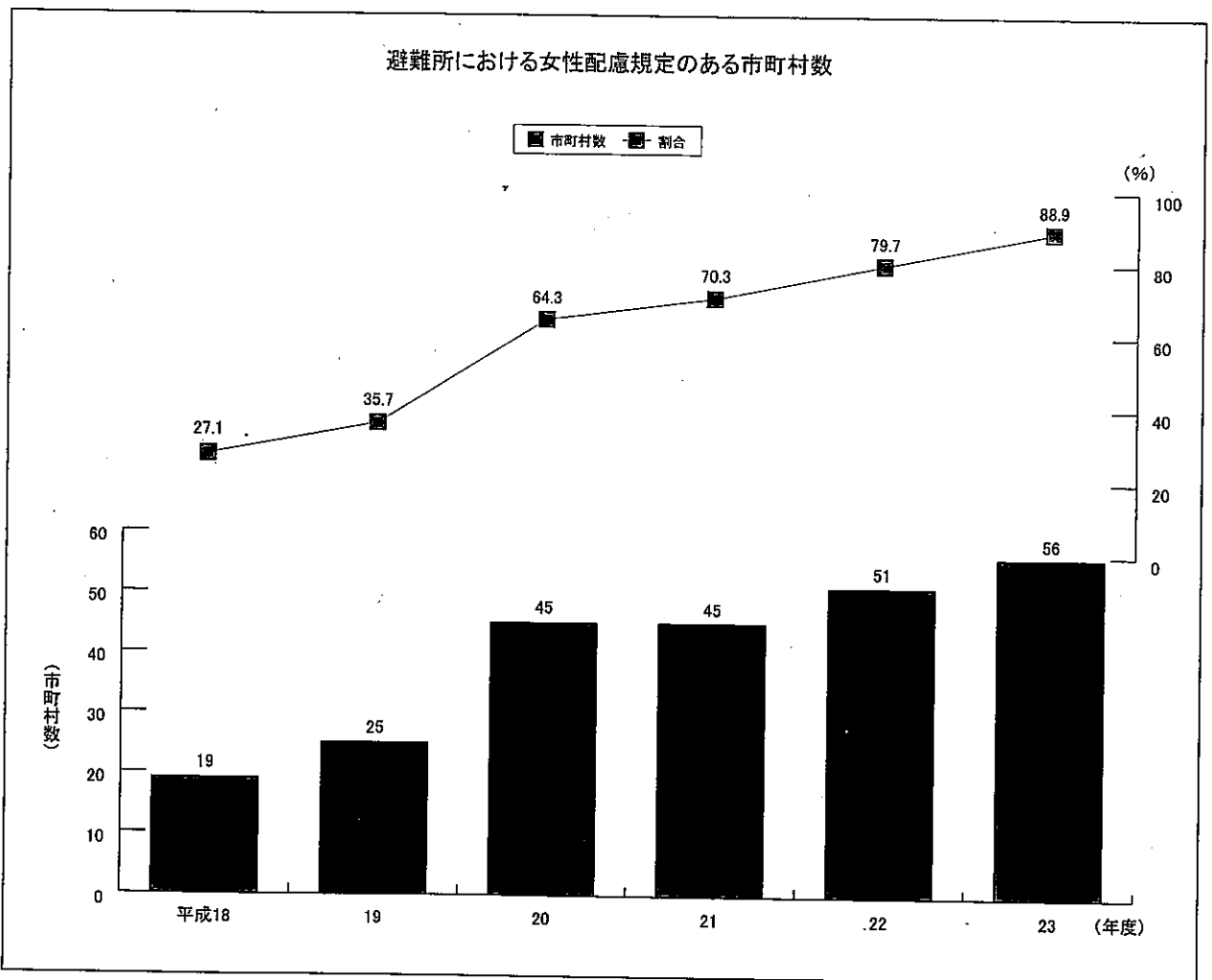
災害に強い地域を男女が共につくりあげる

第二章

施策の柱5 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

被災時の避難所における男女のニーズの違いや復興段階における女性をめぐる問題など、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進する必要があります。地域防災計画の策定に際しては、男女双方の視点に立った計画の策定や女性の積極的な参画を促進します。

また、防災対策は、行政の取組だけではなく自主防災組織やボランティア組織など地域の様々な団体と協働で取り組む必要があります。このため、これらの団体への女性の積極的な参画を促進します。

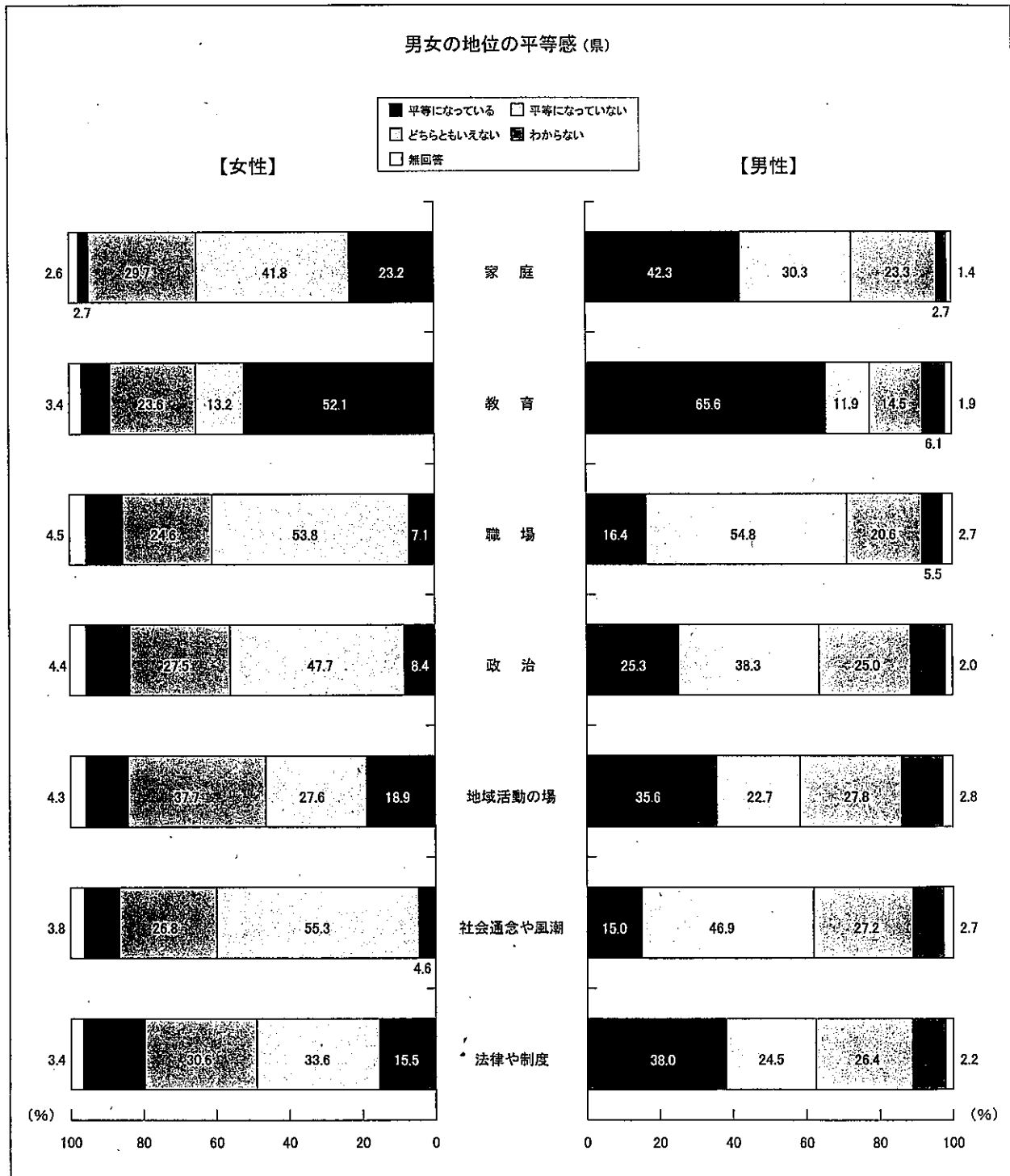


資料：県消防防災課調べ（各年度末現在）

基本目標Ⅳ

施策の柱6 社会における制度や慣行の見直し・意識の改革

性別による固定的な役割分担意識、また、それに基づく社会における制度や慣行は依然として根強く残っています。女性も男性もあらゆる分野において個性や能力を発揮して自由に活躍できるよう、社会における制度や慣行の見直し、意識の改革を行う必要があります。



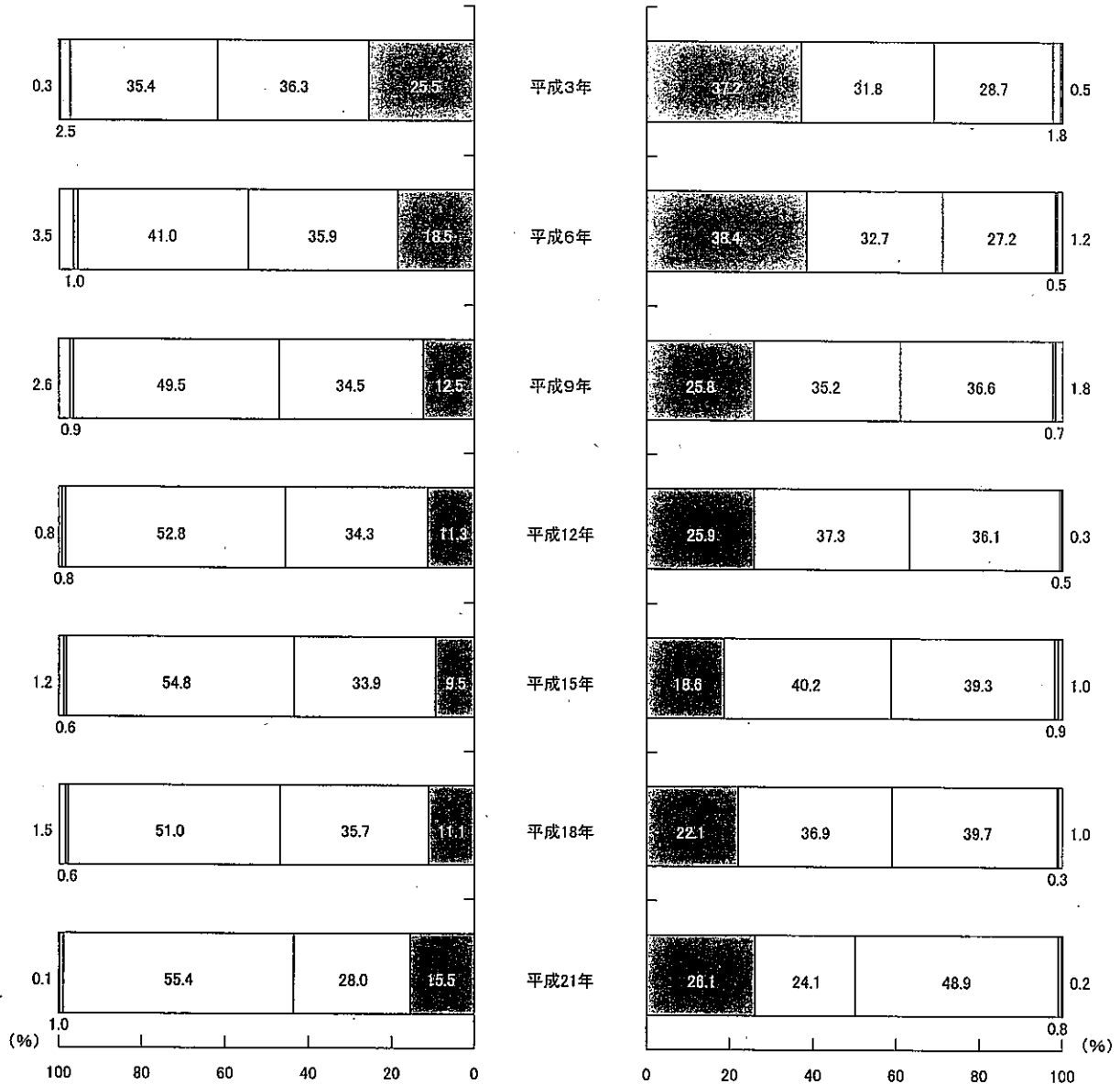
資料：県男女共同参画課「平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

固定的な性別役割分担意識
～男は仕事、女は家庭～

- 同意する
- どちらともいえない
- 同意しない
- わからない
- 無回答

【女性】

【男性】



資料：県男女共同参画課「平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

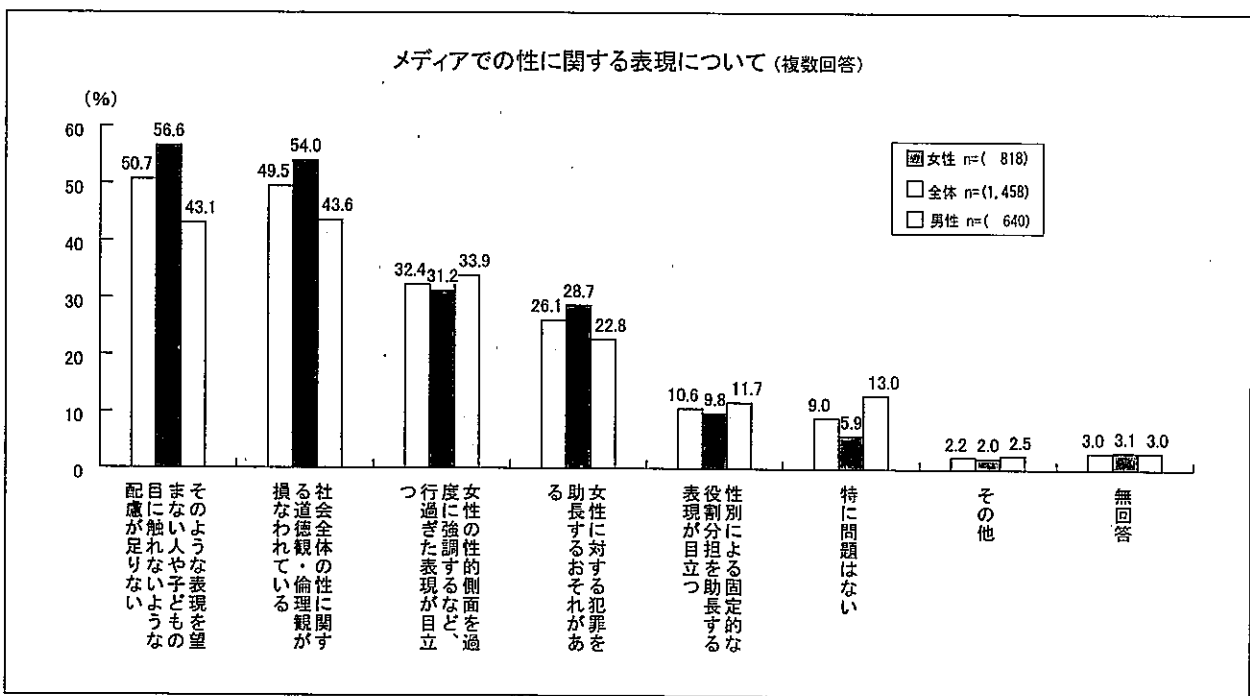
施策の柱7

メディア・自治体の情報提供における男女共同参画の理解の促進

新聞・テレビ・ラジオ・雑誌などのメディアが公衆に表示する情報が、県民の意識形成に与える影響は大きく、高度情報化の進展により、その影響は更に拡大するものと予想されています。また、県が発信する情報も同様です。

そこで、公衆に情報を表示する場合に性別による役割分担や女性に対する暴力を助長及び連想させるような表現に十分留意するよう、県が率先して取組を進めるとともに、メディアによる自主的な取組も必要です。

また、公衆に表示される情報について県民自身が批判的に読み解き、自己発信できる能力を養うことが求められます。



資料：県男女共同参画課「平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

施策の基本的な方向

(1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ

性別による固定的な役割分担や女性に対する暴力を助長したり連想させたりするような表現に十分留意するよう、また、男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する視点に立った自主研修を実施し、企画・制作・編集方針決定の場へ女性を参画させるなどするよう、メディアに対し協力を働きかけます。

推進項目

- ① メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組への働

基本目標VI

男女共同参画の意識をはぐくむ

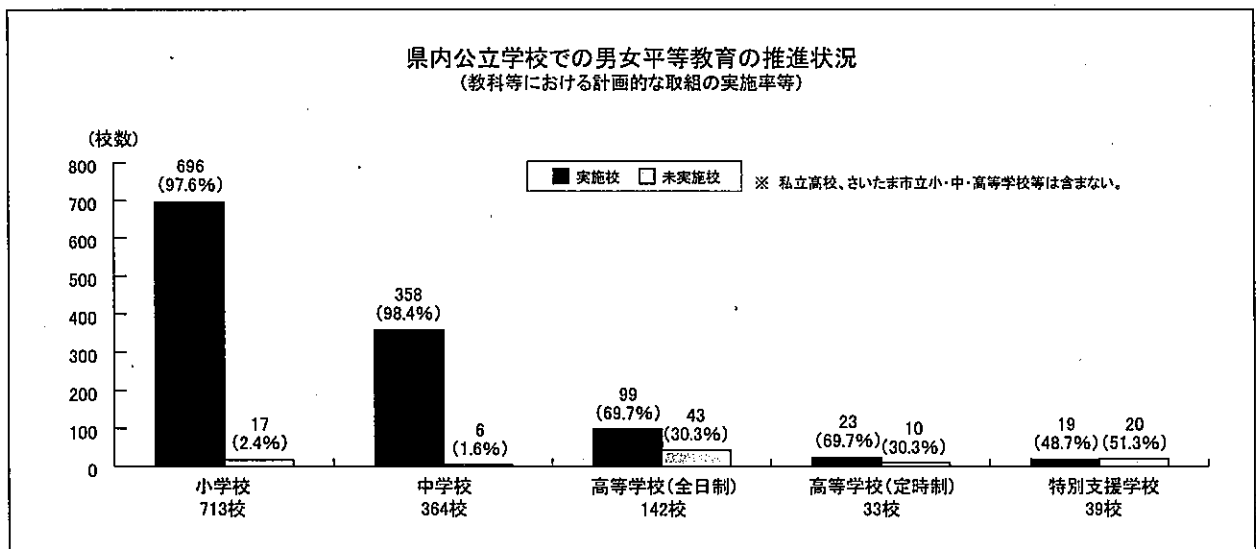
第二章

施策の柱8 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

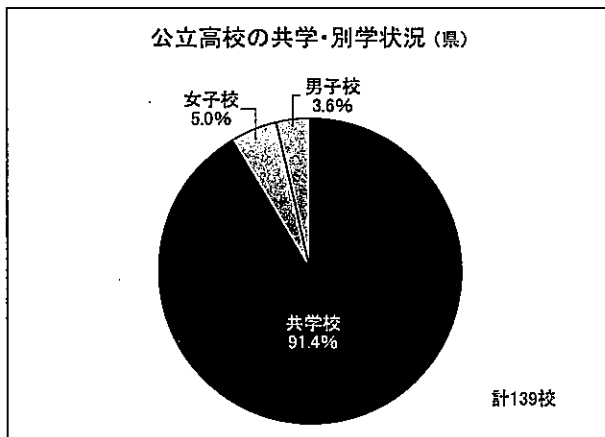
男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのために学校・家庭・地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

子どもの頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合うとともに、一人一人の個性や能力を發揮して自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。家庭や地域においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、子どもへの接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促進していく必要があります。

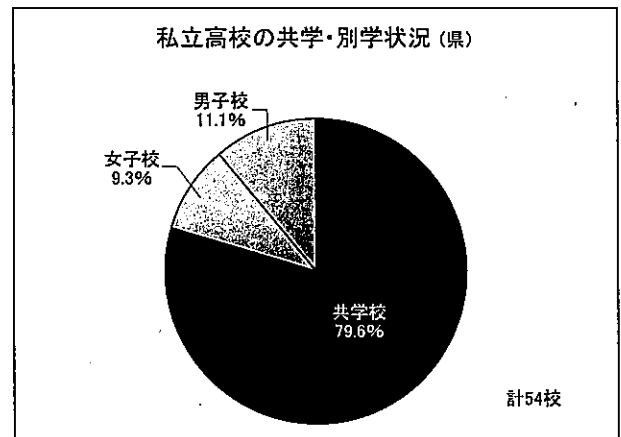
また、女性も男性も各々の個性と能力を生かし、社会のあらゆる分野に参画していくために、生涯学習の充実が重要です。



資料：県教育局人権教育課調べ（平成24年3月現在）



資料：県学事課、教育局県立学校人事課調べ（平成24年度）

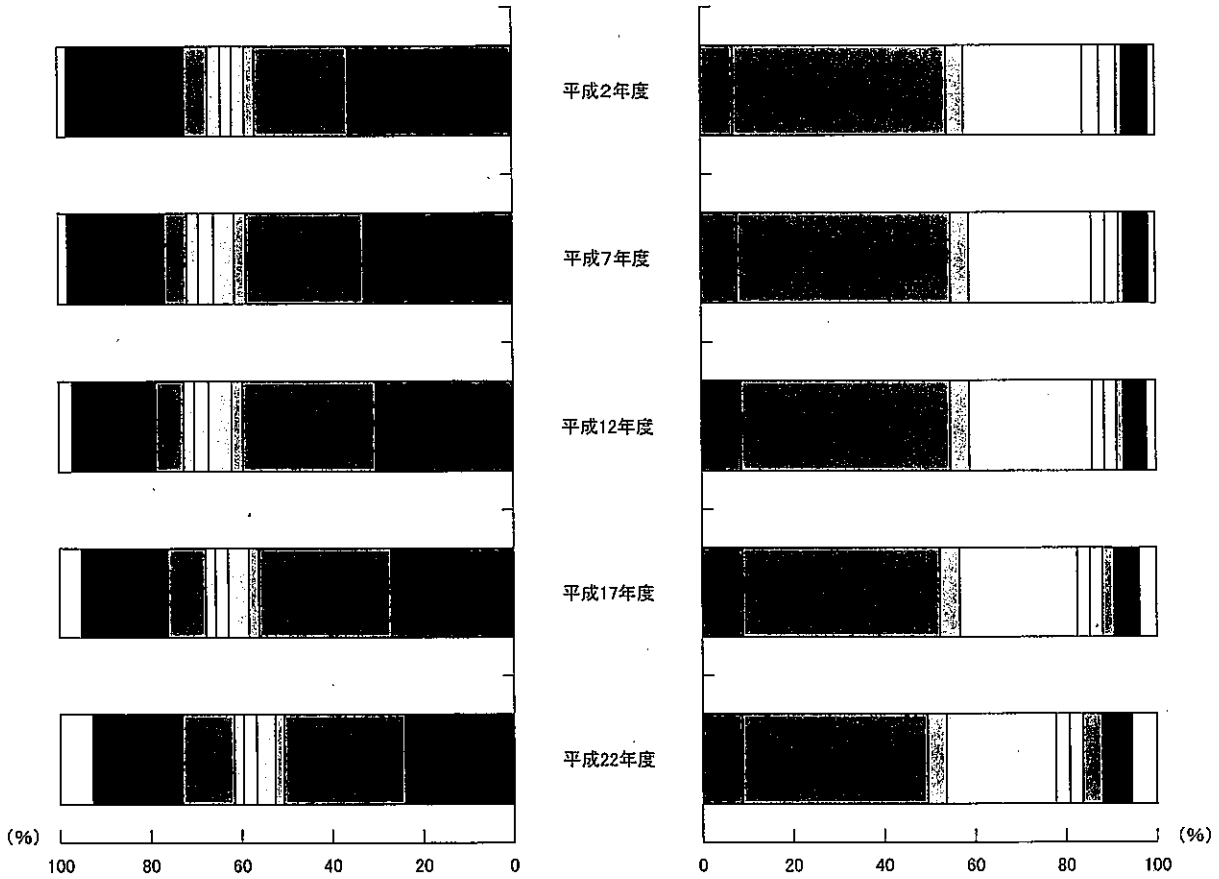


専攻別にみた学生数(大学学部)の割合の推移(全国)

人文科学
 社会科学
 理学
 工学
 農学
 医学・歯学
 その他の保健
 家政
 教育
 芸術
 その他

【女子】

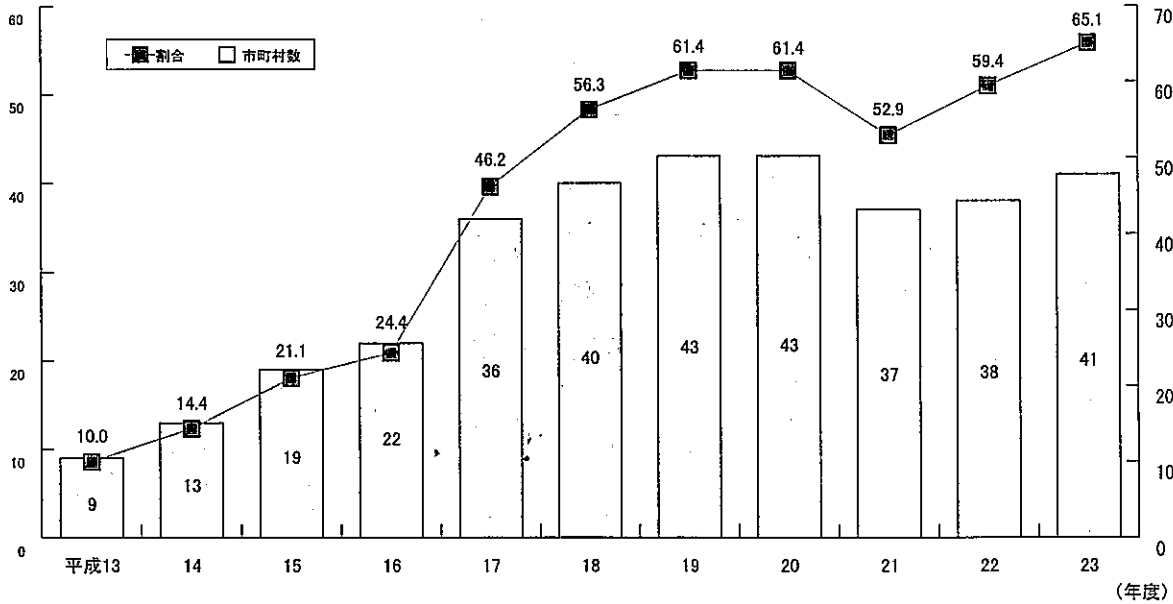
【男子】



資料：文部科学省「学校基本調査」

(市町村数)

男女共同参画アドバイザー登録市町村数の推移(県)



資料：埼玉県教育局生涯学習文化財課調べ

第一章

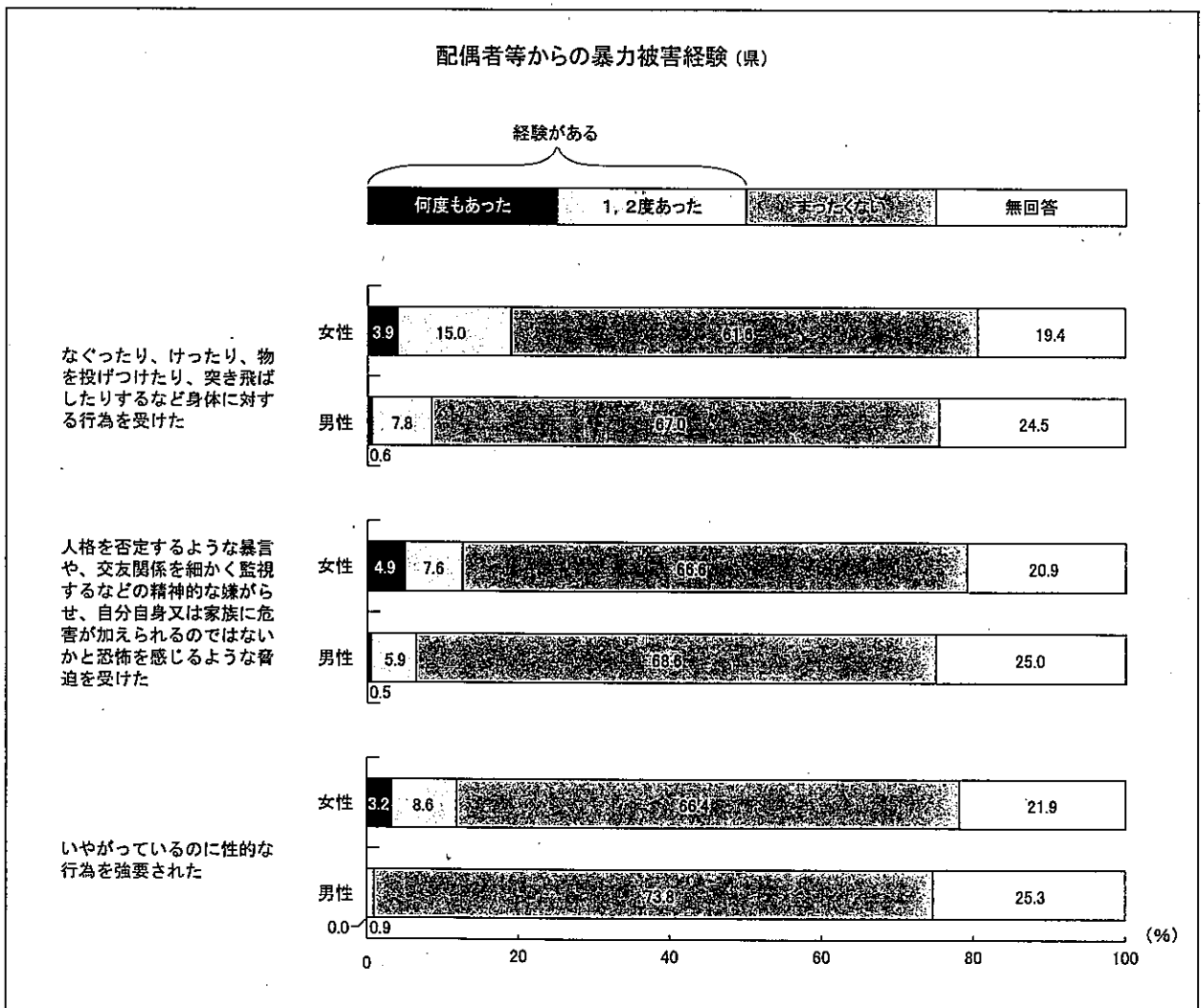
基本目標VI

施策の柱9 女性に対する暴力の防止と被害者支援

女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会的・構造的な問題であるにもかかわらず、潜在化しやすく、社会の理解も不十分で個人的問題や家庭内の問題として容認されてきました。そこで、女性に対する暴力は人権問題であり、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など今日の社会において男女が置かれている状況などに根ざした構造的な問題であるとの認識を広く浸透させ、女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

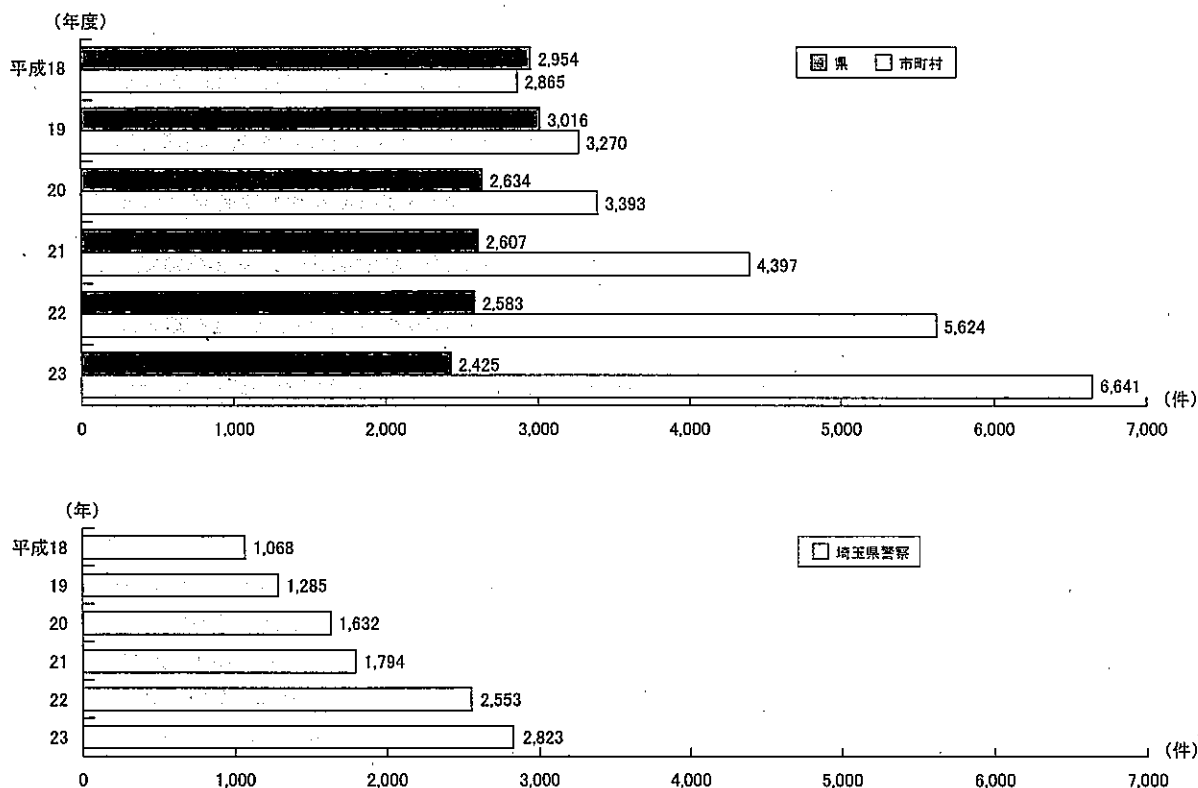
また、女性に対する暴力の潜在化を防止し、安心して被害を訴えることができる環境づくりをはじめ、女性の人権の尊重の視点に立って、幅広い取組を進める必要があります。

あわせて、子どもに対する性犯罪や人権侵害が多発する状況から、子どもの権利への配慮も必要です。



資料：県男女共同参画課「平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

埼玉県内のDV相談受付件数の推移



資料：県男女共同参画課調べ

施策の基本的な方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底するために意識啓発を行います。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、配偶者暴力相談支援センター*、警察、一時保護施設、福祉事務所、男女共同参画推進施設など関係機関と連携し、女性に対する暴力に対処するための体制整備を進めます。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めていきます。

あわせて、子どもに対する性犯罪や人権侵害が多発する状況から、子どもの権利への配慮も必要です。

推進項目

- ① 女性に対する暴力根絶のための意識啓発（教育局、県民生活部、警察本部、関係部局）
 - ア 学校教育におけるあらゆる暴力行為の防止に向けた指導
 - イ フォーラム、防犯講習、地域や企業などにおける研修会の開催
 - ウ リーフレットや各種広報媒体、メディアを活用した意識啓発

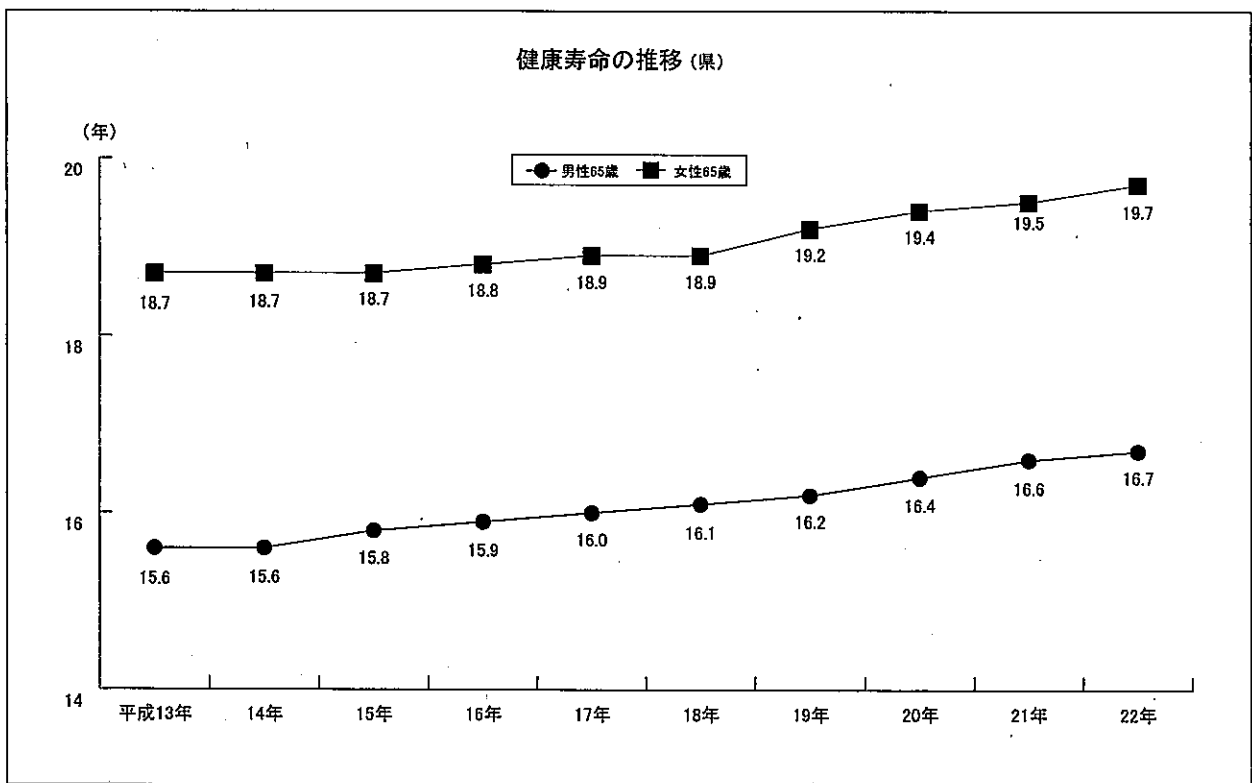
男女の異なる健康上の問題を踏まえ、
生涯にわたる健康づくりを支援する

施策の柱10 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

女性も男性も、いつ、何人の子どもを産むか、産まないかなどについての自由を有し、そのために必要な健康についてのサービスや情報を受けることを生涯にわたり権利として尊重されることは、男女共同参画の大きな前提です。

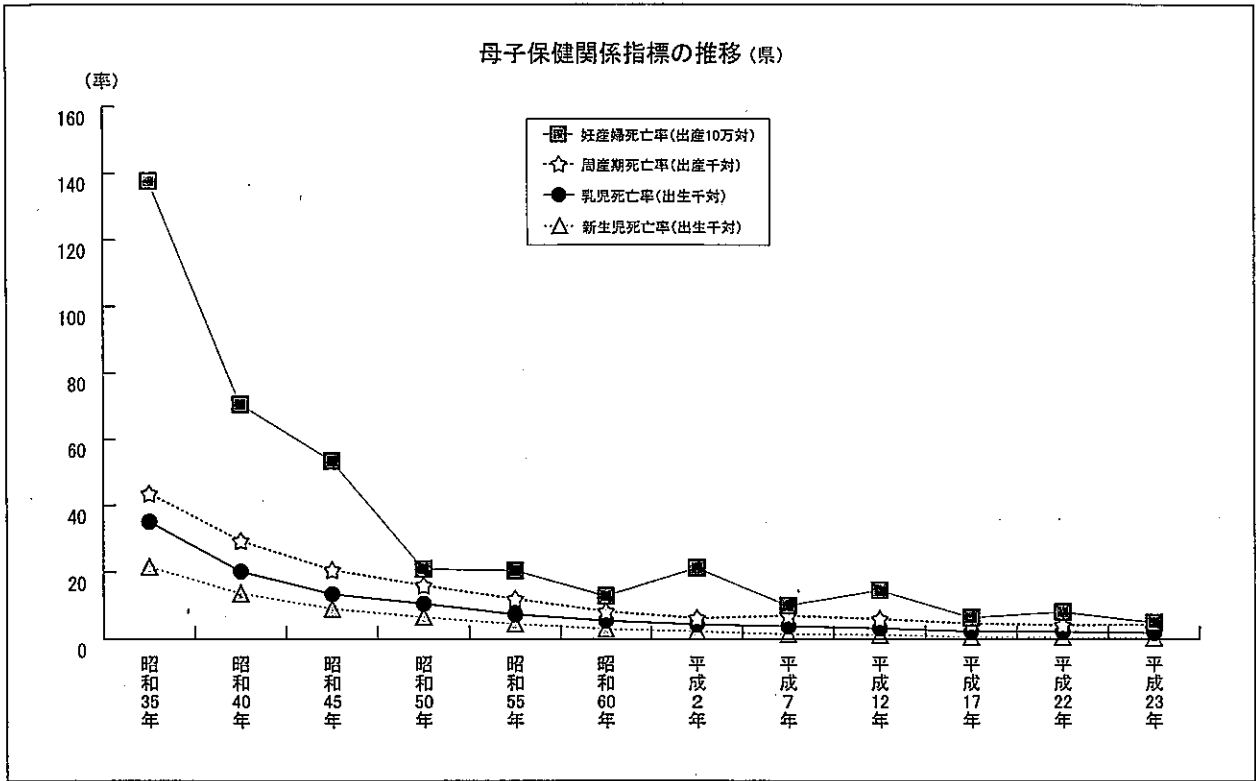
とりわけ、女性は妊娠や出産をする可能性があることから、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。さらに、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による男女の支配・従属関係など、現在男女が置かれている状況が背景となって、男性主導の避妊や性行動を生み出し、結果として望まない妊娠や性感染症などによって女性の健康と権利がおびやかされています。

そのため、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着に努めるとともに、生涯を通じた男女の健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要です。



*健康寿命とは
単なる生存ではなく、生活の質を考慮し、「あと何年、自立して健康に生きられるか」を測る健康指標。
具体的には、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間であり、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を算定している。

資料：県衛生研究所調べ



資料：平成23年人口動態概況より作成

施策の基本的な方向

(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方を広く社会に浸透・定着させ、この考え方に基づいた取組の促進を図ります。

推進項目

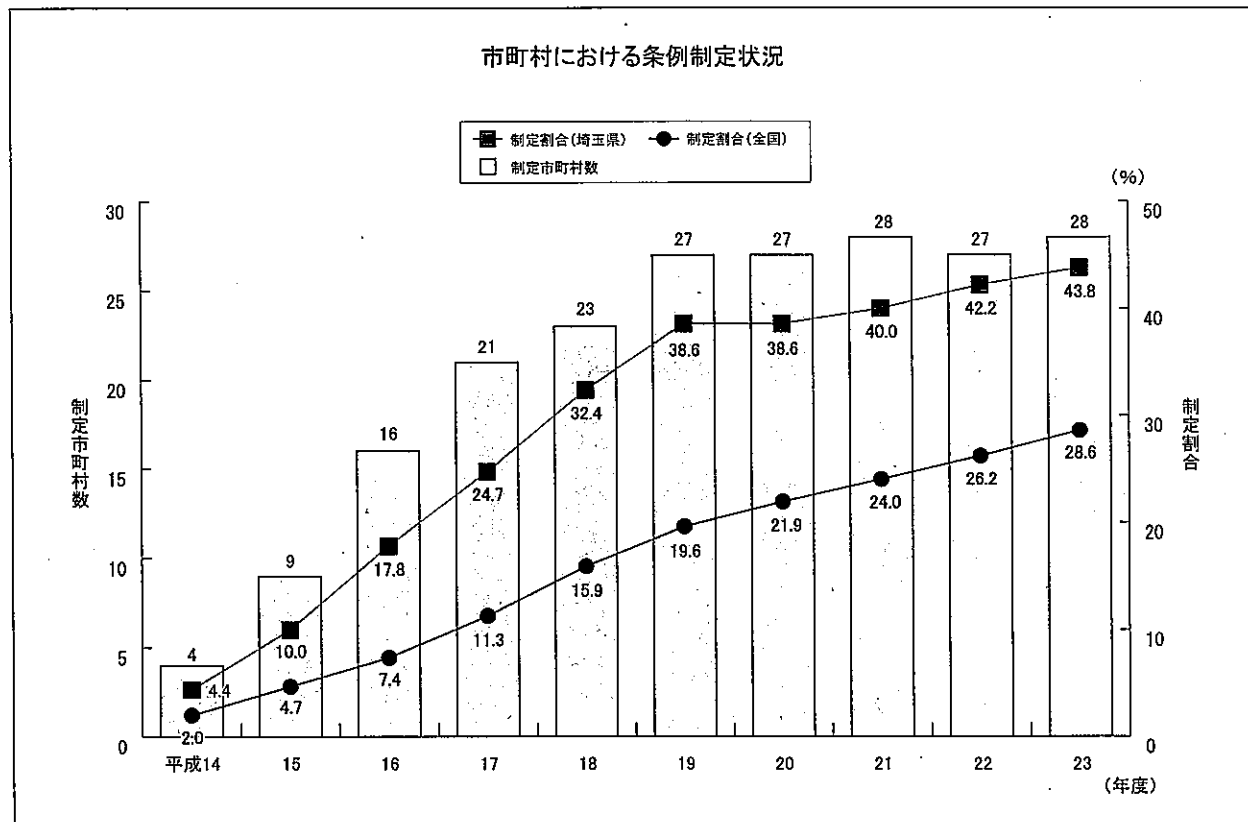
- ① 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての知識の浸透・定着
(県民生活部、保健医療部)
- ② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の考え方を取り入れた母子保健対策の推進
(保健医療部)
- ③ 新たな生殖技術に対応した、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の視点に立った情報提供 (保健医療部、関係部局)
 - ア 不妊に悩む夫婦などに対する相談体制の充実
- ④ 教育・学習機会の充実 (保健医療部、教育局)
 - ア 地域における健康教育の実施
 - イ 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の実施 (再掲)
 - ウ 学校における適切な性に関する指導に関する教職員研修の実施
 - エ 医療保健従事者への研修の実施

3

市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携

県民に身近な市町村において、男女共同参画を推進するための専門担当課（係）の設置、条例や基本計画の策定をはじめ、職員研修や住民への意識啓発などの取組が効果的に行われるよう市町村の推進体制の整備を支援します。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。



資料：県男女共同参画課調べ（各年4月1日）

4

国・県民・事業者・民間団体との連携

性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、日常生活や事業活動の中に根強く残っています。このため、県が主催する啓発事業への参加を働きかけるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発、研修資料の作成・提供、自主的な研修などへの講師派遣、情報提供などの支援を行っていきます。

さらに、民間団体への活動支援やネットワークの充実、国との連携を図ります。